平成２２年（フ）第９８号
東京都八王子市中野山王１丁目14番１号メゾンド華101号
債務者　加藤　夏美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５３７号
静岡県島田市金谷代官町291番地の17、前住所静岡県島田市金谷泉町1857番地の18、旧住所静岡県島田市宮川町2357番地
債務者　荒井　麻弓
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後１時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０５号
東京都調布市国領町８丁目１番地35都営調布くすのきアパート８―1013号
債務者　岡川まさ子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４号
静岡県磐田市国府台73番地10
債務者　高田美佐子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
東京都八王子市松木34番地６レジデンスＳＵＤＡ302号
債務者　石井　礼子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８８６号
静岡県藤枝市志太２丁目６番10号　コンフォールＮＩＳＨＩＭＵＲＡ　201号
債務者　川嶋由紀子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町864番地
債務者　錦織　慶直
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月５日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６９０号
大阪府豊中市大黒町３丁目18番51―301号
債務者　中畑　聡嗣
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９号
横浜市南区白妙町１丁目３番地　ユーカリビル401号
債務者　越口　　功
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目24番地２　マリンハイツ201
債務者　大久保和子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2288番地１
債務者　妹尾ルミ子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７２号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地２―10―103
債務者　谷川　敏雄
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８号
秋田県横手市三本柳字寺田186番地４
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１１号
秋田県横手市前郷二番町４番27号　平山ビル403号室
債務者　柴田とよ子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１０３７６号
大阪府高槻市大塚町５丁目15番３号
債務者　居酒屋さつまこと　堤　マサ子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６９号
大阪府枚方市田口２丁目15番１―22号
債務者　飯田　己利
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部